

企業会計基準公開草案第 59 号
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」に対する意見

平成 29 年 1 月 10 日
PwC あらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウントティング・サポート部

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび公表されました企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」(以下「本公開草案」という。)について、コメントを表明する機会をいただきお礼申し上げます。

私どもの意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

なお、本公開草案では、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」等を踏襲することを前提として検討が進められていることを鑑み、以下の個別の質問については、それを前提として意見を記載しております。

敬具

質問1

当事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

ただし、「算定した額を損益に計上する」と記載されているが、その時点が明確でないため、当期の損益であることを明記することが必要と考える。なお、同様の記載が、本公開草案第 5 項、第 6 項および第 7 項にもあるため、そちらについても同様の明確化が必要と考える。

質問2

更正等による追徴及び還付に係る会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

質問1参照。

質問3

本公開草案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

同意する。

ただし、「過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」について、更正等により追加で徴収される場合には、その発生の可能性が高いものの、追徴税額を合理的に見積もることができないとき、更正等により還付される場合には、その発生の可能性が確実に見込まれるものの、還付税額を合理的に見積もることができないときに加えて、発生の可能性が確実とは言えないがその可能性が高いときについても、その旨の開示を求めることが必要と考える。

【理由】

本公開草案において、「過年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等」について、更正等により追加で徴収の発生の可能性が高いか、もしくは更正等により還付が確実に見込まれ、それらの金額を合理的に見積もることができる場合、当該金額を損益に計上することとされている(本公開草案第5項、第6項、および第7項)。一方で、発生の可能性が高いにも関わらず、合理的に見積もることができない場合の取り扱いについては特段の記載がないため、このような場合の取り扱いについて明確にすべきであると考え。

具体的には、追加で徴収の場合、偶発債務として開示される可能性があるものと考えられるが(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第58条)、還付の場合、従来の規定では、特段の記載が求められることはないものと理解している。しかしながら、当該事象の発生の可能性が高い場合には、将来のキャッシュ・フローを予測するための情報として財務諸表利用者にとって必要な情報であるものと考え。

したがって、本公開草案において、税金費用の会計処理について追徴(マイナス)および還付(プラス)の両方の観点から定めていることとの整合性を鑑み、追徴については、発生の可能性が高いものの、追徴税額を合理的に見積もることができない場合、還付については、発生の可能性が確実だと見込まれるものの、還付税額を合理的に見積もることができない場合に加えて、発生の可能性が確実とは言えないがその可能性が高い場合についても、その旨の注記を求めることが必要と考える(参考：監査・保証実務委員会実務指針第61号)。

質問4

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

本公開草案は、在外子会社の外国の法令に従い納付する税金のうち外国法人税に関する会計処理について取り扱っていない(本公開草案第2項(3))。しかしながら、単に適用範囲から除外するのではなく、同様の考え方を適用することになる旨を補足することが適当であると考ええる。

【理由】

本公開草案では、在外子会社の外国法人税に関する会計処理について、「IFRS 又は米国会計基準に従って処理される実務のみを前提としているものと考え」、「在外支店等が所在地国の法令に従い納付する税金については、当該税金の種類は多様であるため、従来どおり、その会計処理を実務の判断に委ねることが考えられる。」(本公開草案第25項)として、取り扱っていない。

しかしながら、実務においては、日本基準に従って作成された在外子会社の財務諸表を連結財務諸表に取り込んでいる例もあるため、単に、本公開草案の適用範囲から除外することは、このような会社の実務上の取り扱いに混乱が生じる可能性があるものと考ええる。

ただし、結論の背景にあるように、海外の税金については課税法域によって多様であり、一様に取り扱いを定めることは難しいものと考えられるため、必ずしも「我が国の法令に従い納付する税金」と同じように詳細に規定する必要はないものと考ええる。実務における混乱を軽減し、円滑な適用を担保する意味において、日本基準で作成された在外子会社の財務諸表が連結財務諸表に取り込まれる場合には、外国法人税に関し、本公開草案と同様の閾値の考え方に基づき判断することになることを、本文もしくは結論の背景に記載することが必要であると考ええる。

以 上